

入札公告をご覧いただく前に (公告概要のお知らせ)

この度公告する坂田調整池水質対策効果確認調査業務の主な内容は、以下のとおりです。(入札公告本文は、このお知らせの後段に掲載しております。)
詳しい内容は、入札説明書を入手していただき、詳細をご確認ください。

一. 業務内容等について

- ①業務名 坂田調整池水質対策効果確認調査業務
- ②業務期間 契約締結の翌日 ～ 平成24年11月30日
- ③業務内容 本業務は、坂田調整池のアオコ対策として、超音波処理装置を製作・設置・運転し、効果確認の調査業務を行うものです。

二. 競争に参加するための資格について

- ①水資源機構の競争参加資格のうち次のいずれかの認定を受けていること。
 - 1) 測量・建設コンサルタント等の業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。
 - 2) 物品製造等の業種区分の「物品等の製造又は販売（建設用機械類）」の認定を受けており、かつ、営業品目の「ポンプ」に登録していること。
 - 3) 物品製造等の業種区分の「物品等の製造又は販売（試験・測量・測定・観測・監視機器）」の認定を受けており、かつ、営業品目の「水処理機器」に登録していること。
 - 4) 物品製造等の業種区分の「物品等の製造又は販売（その他）」の認定を受けており、かつ、営業品目の「工作機械、産業機械（建設用機械を除く）海洋汚染防止用機械」に登録していること。
- ②地域要件（本店・支店・営業所の所在地）
競争参加のための要件としていません。
- ③その他欠格要件に該当しないこと。

三. 入札・開札までのスケジュールについて

- ①入札説明書の配布期間
平成24年1月30日～平成24年2月13日
- ②競争参加資格申請書の提出期限 平成24年2月13日
- ③入札書提出期間
郵便の場合：平成24年2月28日～平成24年3月2日
持参の場合：平成24年3月1日～開札の日時まで
- ④開札 平成24年3月5日（入札に参加される場合は、当日開札に立ち会うことができます。）

四. その他

本件に関し、入札説明書等の交付を希望される方は、FAXにて「件名及び

入札説明書等交付希望」の旨を記載いただき、下記までご請求ください。

本件に関する問い合わせ先

独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 契約担当 加藤晶久 かとうあきひさ

TEL : 047-483-0722

FAX : 047-483-0709

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年1月30日

独立行政法人水資源機構分任契約職
千葉用水総合管理所長 吉岡 敏幸

1. 業務概要

- (1) 業務名 坂田調整池水質対策効果確認調査業務
- (2) 業務場所 千葉県山武郡横芝光町坂田池地内
- (3) 業務内容 本業務は、坂田調整池のアオコ対策として超音波処理装置を製作、設置、
運転し、効果確認の調査業務を行うものである。
- | | |
|---|----|
| 超音波処理装置（ソーラ電源方式） | 4基 |
| 超音波コントローラ【DC24V.消費電力13W以下.マルチ周波数
(25Hz～50Hz 16波長)】 | |
| 超音波処理装置（商用電源方式） | 1基 |
| 超音波コントローラ【DC24V.消費電力13W以下.マルチ周波数
(25Hz～50Hz 16波長)】 | |
| 超音波処理装置（設置・運転） | 5基 |
| アオコ対策効果確認調査業務 | 1式 |
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から平成24年11月30日とする。

2. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
 - ② 独立行政法人水資源機構（以下「当機構」という。）が発注した業務のうち、本入札公告の日から過去2年以内に当機構が発注した土木関係建設コンサルタント、物品及び役務の調達に係る契約において、次のいずれかに該当したと認められた者。
 - (A) 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - (D) 検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた者。
 - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - (F) 上記(A)から(E)までのいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者（当該者が法人であった場合には、その役員を含む。）を、契約の履行に当たり、役員、代理人、支配人又は支店若しくは支店に準ずる営業所の代表その他の使用人として使用している者。
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民

事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る当機構の認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者。

- ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- ⑤ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者。

(2) 当機構における平成 23・24 年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、次に示すいずれかの認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- ① 測量・建設コンサルタント等の業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。
- ② 物品製造等の業種区分の「物品等の製造又は販売（建設用機械類）」の認定を受けており、かつ、営業品目の「ポンプ」に登録していること。
- ③ 物品製造等の業種区分の「物品等の製造又は販売（試験・測量・測定・観測・監視機器）」の認定を受けており、かつ、営業品目の「水処理機器」に登録していること。
- ④ 物品製造等の業種区分の「物品等の製造又は販売（その他）」の認定を受けており、かつ、営業品目の「工作機械、産業機械（建設用機械を除く）海洋汚染防止用機械」に登録していること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、「会社更生法に基づく更正手続開始決定を受けた者等の一般競争（指名競争）参加資格の取扱いについて」（平成17年9月2日付け17財契第307号、17技第73号）に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、1. の公告時に当該資格の認定を受けていない者も3.（3）の一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (3) 経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、指名停止を受けていないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

- (7) 警察当局から、当機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、公共調達からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

3. 入札手続等

(1) 担当部署

〒276-0023 千葉県八千代市村上3139

独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所 総務課 加藤晶久（内線224）

電話 047-483-0722 FAX 047-483-0709

(2) 入札説明書の交付期間等

- ① 交付方法：別途指定するホームページからのダウンロードによる。

※ 別途指定するホームページのアドレス等を入手する場合は、会社名・会社住所・担当窓口の部署・担当者名・電話番号・FAX番号を明記した文書（様式自由）を上記(1)まで電送すること。

なお、電送する期間は、平成24年1月30日から平成24年2月13日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで（12時10分から13時00分を除く）

- ② 交付期間：平成24年1月30日から平成24年2月13日まで
③ 交付費用：交付費用は無料とする。

(3) 申請書の提出期間、場所及び方法

- ① 提出方法：提出場所へ持参又は郵送等（一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。
② 提出期間：平成24年1月30日から平成24年2月13日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで（12時10分から13時00分を除く。）
③ 提出場所：（1）に同じ

(4) 入札書の提出方法及び入札・開札の日時及び場所

- ① 提出方法：入札書は持参又は郵送（一般書留、簡易書留その他配達の記録が残る方法に限る。）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。
② 提出期間：郵送による場合は、平成24年2月28日から平成24年3月2日の16時まで当管理所に到着した入札書に限り有効とする。
持参による場合は、平成24年3月1日から開札の日時までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時から16時まで（12時10分から13時00分を除く。）の間。ただし、開札の日においては、開札の時刻まで。
③ 提出先：郵送による場合、持参による場合ともに(1)に同じ。ただし、開札の日時に立合いのうえ提出する場合は、⑤の開札場所とする。
④ 開札日時：平成24年3月5日 13時30分
⑤ 開札場所：独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所

- (5) 入札執行回数
入札執行回数は、1回とする。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金： 免除。
契約保証金： 納付。ただし、水資源債券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 申請書の内容のヒアリング ヒアリングは原則として行わない。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3. (1)に同じ。
- (8) 詳細は入札説明書による。
- (9) 独立行政法人の契約に係る情報の公表
独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、
<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html>による。

—以 上—